

資料②

滋 都 計 第 5 5 6 号  
令和元年（2019年）7月29日

草津市長 橋川 涉 様

滋賀県知事 三日月 大造



大津湖南都市計画道路の変更について（照会）

標記のことについて、別添案のとおり変更をしようとするので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴市の意見を求めます。

記

都市計画道路の変更	3・3・6号	山手幹線
	3・4・79号	東草津山寺線
	3・5・202号	山寺辻越線

大津湖南都市計画道路の変更(滋賀県決定)

都市計画道路中3・3・6号山手幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線道路	3・3・6	山手幹線	大津市神領四丁目	湖南市石部	草津市 栗東市	約 14,530m		4車線	22m	
	車線数の数の内訳		4車線			約 7,330m				
			6車線			約 7,200m				
	構造形式の内訳		草津市馬場町	栗東市上砥山		約 3,400m	嵩上式		27.16～ 72.10m	・幹線街路3・4・107と立体交差 ・幹線街路3・3・13と立体交差
			栗東市中浮気	栗東市小野		約 180m	嵩上式		54.75～ 83.75m	・幹線街路3・4・85と立体交差
			湖南市石部	湖南市石部		約 380m	嵩上式		37.5m	
					約 10,570m	地表式		22～ 116.25m	・自動車専用道路と立体交差1箇所 ・JR草津線立体交差 ・幹線街路3・2・2と立体交差 ・幹線街路3・3・15と立体交差 ・幹線街路3・5・501と立体交差 ・幹線街路と平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり。

## 変更理由書

大津湖南都市計画道路 3・3・6 号山手幹線（大津市神領四丁目～湖南市石部）は、国道 1 号のバイパス機能を有し、渋滞緩和や物流の効率化・地域間交流の活性化を目的として計画された道路である。

現在、栗東市小野から栗東市上砥山の区間において、「一般国道 1 号栗東水口道路 I（Ⅱ期区間）事業」を、国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所により事業推進し、栗東市上砥山から草津市馬場までの区間を、「主要地方道大津能登川長浜線馬場・上砥山工区事業」として、滋賀県南部土木事務所が事業を推進している。

大津湖南都市計画道路 3・3・6 号山手幹線は、昭和 47 年に平面計画として都市計画決定された。その後、事業計画に際し、住民参加方式によるルート決定が行われ、一部の構造形式が盛土構造から高架形式へと変更することとなった。また、現都市計画ルートでは、関西電力の送電線が支障となることから法線を変更することとなった。

今回この事業計画の見直しに伴い、都市計画道路 3・3・6 号山手幹線のうち、一般国道 1 号栗東水口道路 I（Ⅱ期区間）の事業区間 940 m 及び主要地方道大津能登川長浜線馬場・上砥山工区事業区間 2,900 m を変更する。



### 3・3・6号山手幹線都市計画道路の変更の概要について

#### 1. 路線の位置づけ

3・3・6号山手幹線は、大津市神領四丁目と湖南省石部を結ぶ主要幹線道路であり、現在整備が進められている、滋賀国道事務所事業区間（栗東市小野～栗東市上砥山）と、滋賀県事業区間（草津市馬場町～栗東市上砥山）が一体となって、湖南地域の県土幹線軸を構成するとともに、国道1号のバイパス機能を有する道路である。

大津湖南都市計画道路3・3・6号山手幹線は昭和47年に平面計画として都市計画決定された。その後、平成元年に国道1号バイパスとして名神（仮称）栗東東インターチェンジに接続するルートに都市計画変更された。事業計画に際しては、整備が進む地域高規格道路栗東水口道路と一体化し、湖南地域の県土幹線軸を形成する必要があることから、区間の大部分が高架形式と計画を改め、また、関西電力の送電線が支障となることから法線の変更を計画した。

本路線の整備により、国道1号の交通分散による交通渋滞緩和、交通安全等の確保および物流の効率化、沿線企業工場群へのアクセス強化や更なる産業立地促進、第二次産業の発展等による産業経済振興や、名神高速道路へのアクセス性向上による観光分野の発展に寄与が期待されるところである。

#### 2. 路線の概要

3・3・6号山手幹線は大津市神領四丁目から湖南省石部を結ぶ延長14,530m、代表幅員22mの幹線街路である。

#### 3. 交通量

##### 3・3・6号山手幹線

[栗東水口道路I]

- ・当該区間の計画交通量はH22ベースH42交通量で23,100台/日～40,600台/日である。

[大津能登川長浜線馬場・上砥山工区]

- ・当該区域の計画交通量はH22ベースH42交通量で26,000台/日～29,500台/日である。

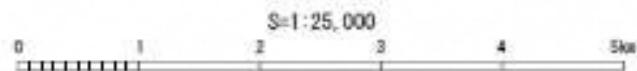
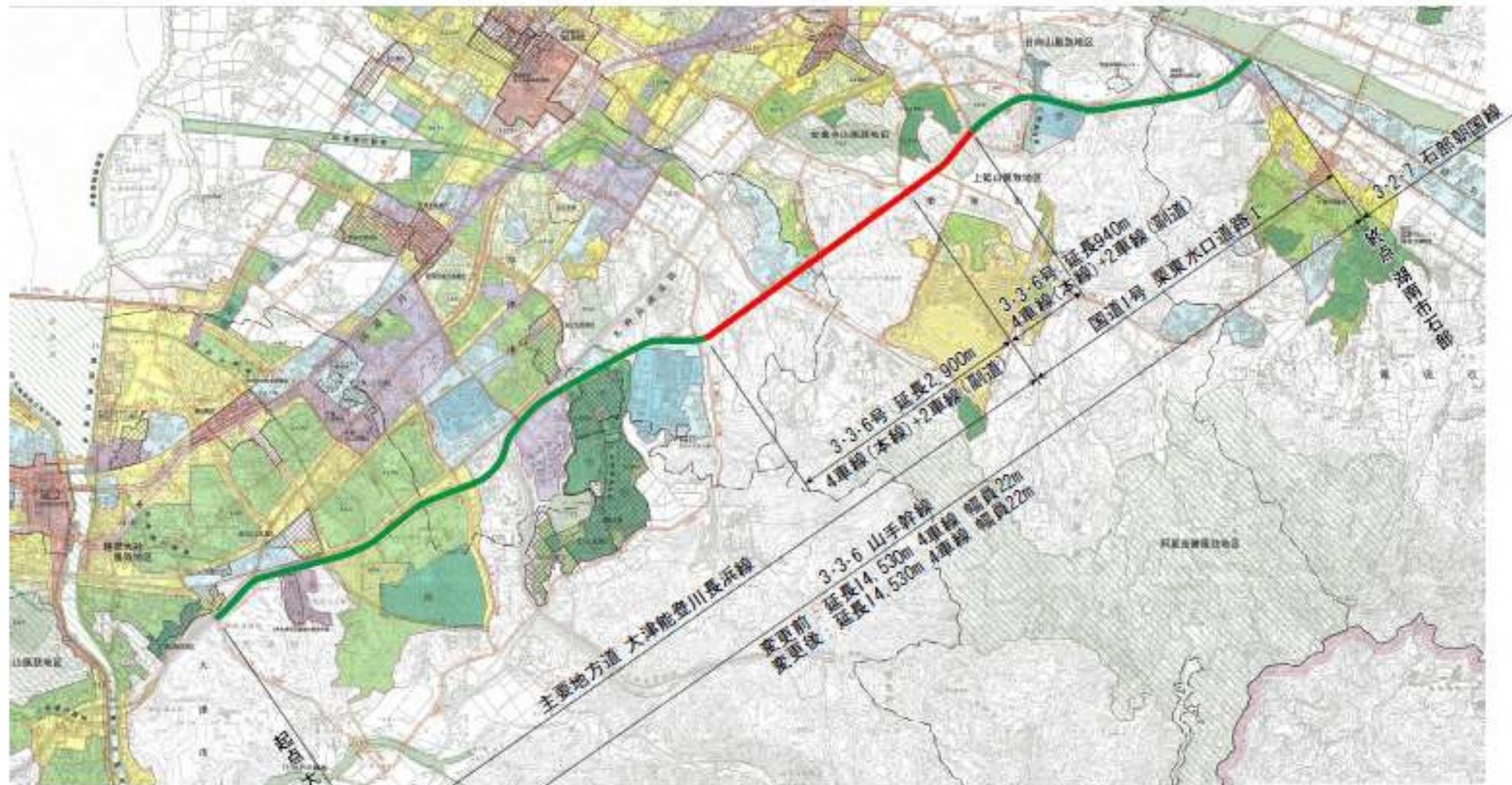
(裏へ続く)

#### 4. 都市計画決定の経緯(3・3・6号山手幹線)

昭和47年6月20日	県告示第244号	3・3・6号	として決定
昭和56年1月14日	県告示第22号	一部幅員の変更	
昭和62年1月21日	県告示第31号	区域の拡大	
平成1年4月26日	県告示第191号	終点の変更	東寺十一町 → 石部字浦ヶ島
		法線の変更	国道1号のバイパスとして名神 (仮称)栗東東インターチェンジ に接続するルートへ変更
		延長の変更	15,700m → 14,530m
平成3年12月18日	県告示第601号	終点の変更	石部字浦ヶ島 → 石部字中島
		延長の変更	14,530m → 14,730m
平成10年5月8日	県告示第252号	起点名称の変更	瀬田神領町 → 神領四丁目
平成11年11月15日	県告示第578号	車線数の決定	4車線
		終点名称の変更	石部字中島 → 石部字浦ヶ島
平成21年3月2日	県告示第116号	都市計画区域再編に伴う延長の変更	
			14,730m → 14,530m
平成22年3月26日	県告示第227号	一部の法線と幅員の変更	

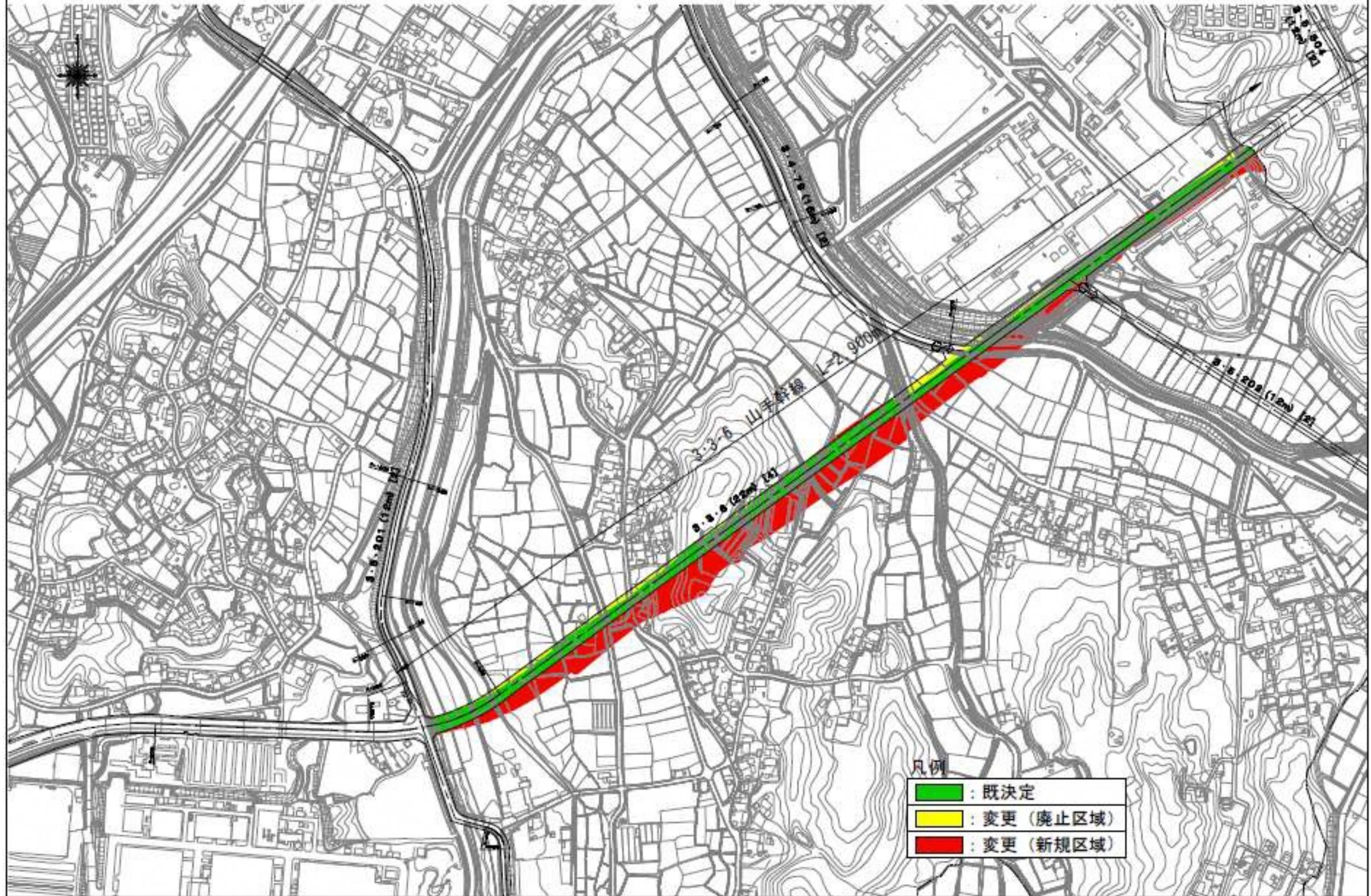
# 総括図 (3・3・6号 山手幹線)

S=1:25,000

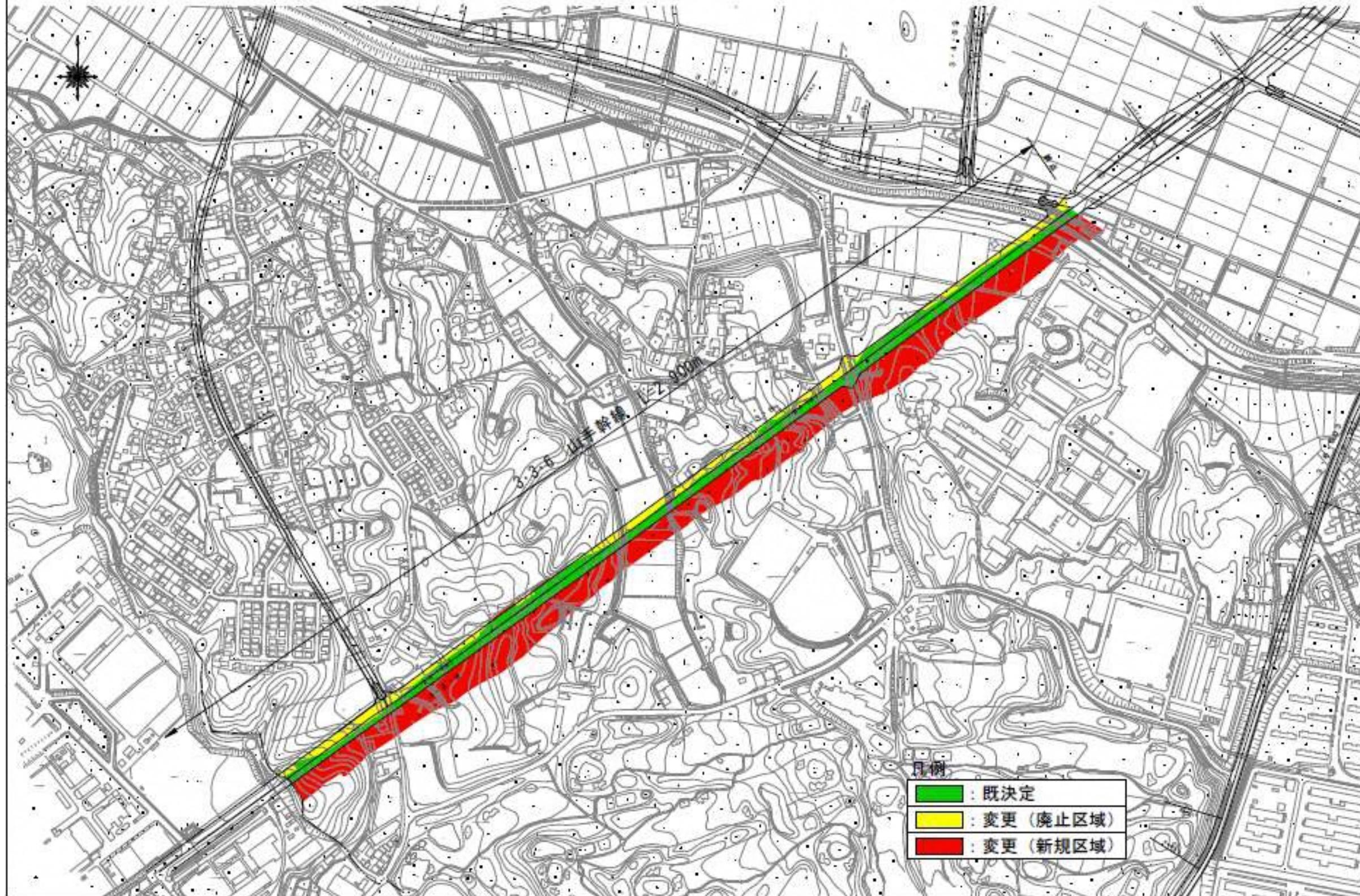


- 凡例
- : 既存
  - : 変更(新規区域)

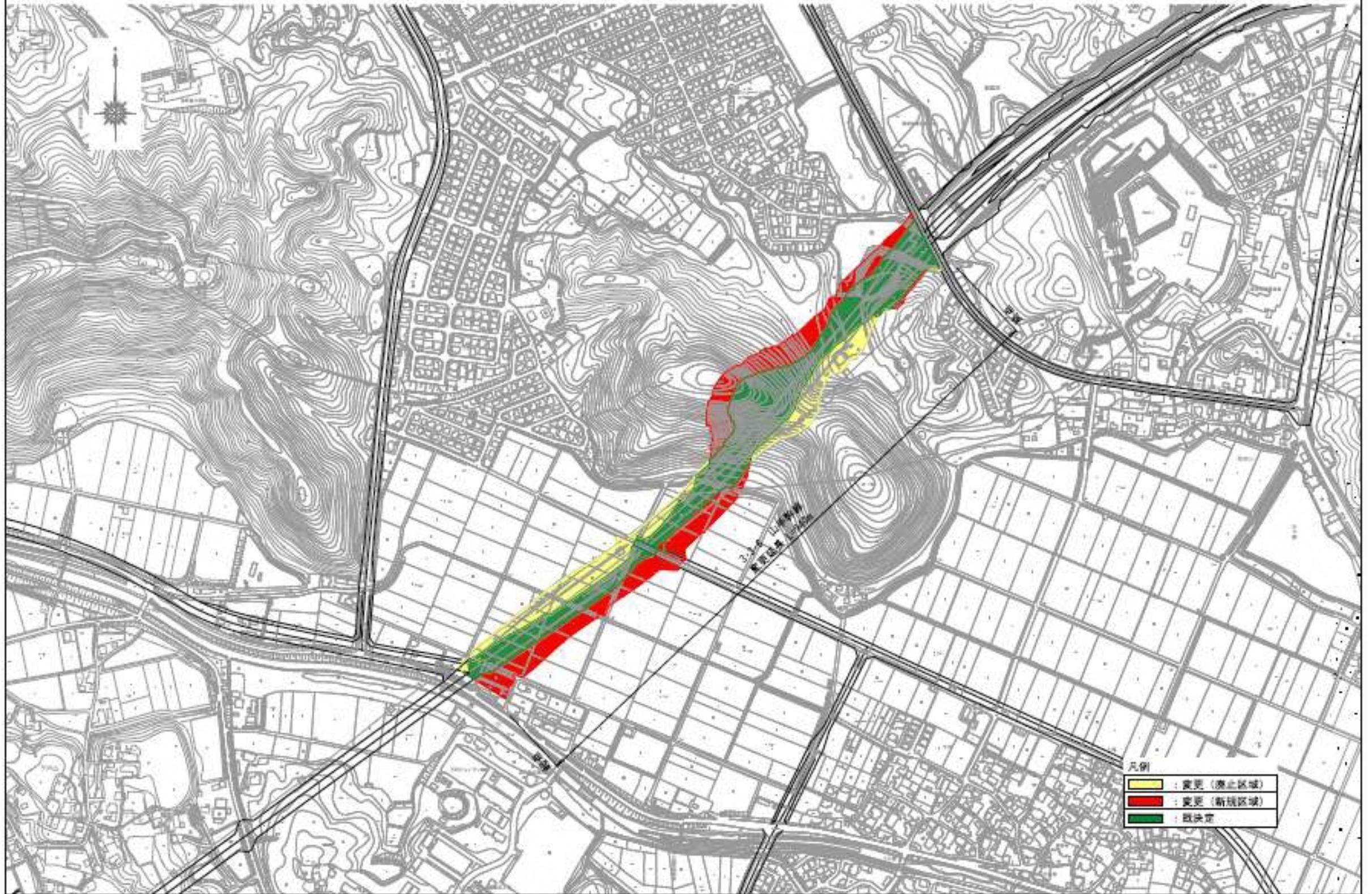
計画図：3・3・6号 山手幹線(1) S=1:2,500



計画図：3・3・6号 山手幹線(2) S=1:2,500



計画図 S-1:2,500



- 凡例
- 変更 (禁止区域)
  - 変更 (新設区域)
  - 既決定